## 「詳説犯罪収益移転防止法」(第3版) 訂正表

中崎 隆

発売日に発刊されたバージョンに存在していた誤記の訂正表です。  $2023 \mp 10 \ \mbox{\it 月} \ 7 \ \mbox{\it H} \ \mbox{\it E} \mbox{\it E} \ \mbox{\it E} \mbox{\it E} \ \mbox{\it E}$ 

誤記があり、申し訳ございません。

頁数	修正前	修正後	修正日
10	第2節 マネーロンダリングと体制整	第2節 マネーロンダリングと体制整	2023/10/10
	   備	   備	
	第1款 FATF 勧告/バーゼル・コア・プ	第1款 FATF 勧告/バーゼル・コア・プ	
	リンシプル	リンシプル	
	第2款 犯収法における体制整備 第3	第 2 款 犯収法における体制整備 第 3	
	款 FATF 勧告との比較	款 FATF 勧告との比較	
	第4款 コンプライアンス・リスク管理基	第4款 コンプライアンス・リスク管理基	
	本方針	本方針	
	第5款 マネー・ローンダリング及びテロ	第5款 マネー・ローンダリング及びテロ	
	資金供与対策に関するガイドライン	資金供与対策に関するガイドライン	
	第6款 商品先物取引業に係るマネロン・	第6款 商品先物取引業に係るマネロン・	
	ガイドライン	ガイドライン	
	第7款 クレジットカード業に係るマネロ	第7款 クレジットカード業に係るマネロ	
	ン・ガイドライン	ン・ガイドライン	
	第8款 反社対策と体制整備 第9款	第8款 宅地建物業に係るマネロン・ガイ	
	まとめ	ドライン	
		第9款 宝石・貴金属商等に係るマネロン・	
		ガイドライン	
		第 10 款 ファイナンスリース事業に係る	
		マネロン・ガイドライン	
		第 11 款 外国為替検査ガイドライン	
		第 12 款 反社対策と体制整備 第 13 款	
		まとめ	

24	適正に課税長に申告	適正に課税 <u>庁</u> に申告	2023/10/7
55	EU ででは	EU <u>では</u>	2023/10/10
175	代表者又は管理人の人格のない社団	代表者又は管理人の定めのある人格	2023/10/7
	又は財団は、	のない社団又は財団は、	
263	相当当なハンデ	相当なハンデ	
329	「職務に従事することができる態勢」	「職務に従事することができる態勢」	
	(自衛隊法 54 条)といったように	(自衛隊法 54 条) といったように <u>、</u>	
		「仕組み」というニュアンスが薄い事	
		例で用いられている傾向があるよう	
		に思われる。しかも、「態勢」という用	
		語は、法令データベースでは、金融関	
		連法令で1件もヒットしないようであ	
		<u>3.</u>	
		このような背景もあり、本書では、	
		金融庁ガイドライン等の引用の場合	
		を除き、「態勢」という用語は基本的に	
		用いず、「体制整備」という用語を用い	
		<u>ることとした。</u>	
		そして、「体制整備」といった場合、	
		(犯収法施行規則 32 条のように) 仕	
		組みの構築だけでなく、仕組みが適切	
		に機能することの確保までを含めた	
		意味で用いている。	
		金融庁マネロン・ガイドライン等と	
		用語法が違うということでまぎらわ	
		しいかもしれないが、意図があってそ	
		うしているものであり、ご容赦いただ	
		<u>きたい。</u>	

また、形式面の修正も順次行っているため、項数が上記の表からずれている場合がございます。

お手数をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。